

【赤村保育の必要性の認定に関する基準】

認可保育園等を利用するにあたり、子どもの保育が必要であることの認定（子どものための教育・保育給付認定）を受ける必要がある。

認定には「認定区分」「保育が必要な事由」「保育必要量」「認定期間」の項目があり、子ども1人につき1枚「子どものための教育・保育給付認定証」を交付する

1 認定区分

子どもの「年齢」「利用する施設」により認定区分が異なる。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園 小規模保育所など
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより家庭での保育が困難な子ども	

2 保育が必要な事由

認定（2号、3号認定）を受けるには、保護者のいずれもが下記のいずれかに該当しなければならない。

- ①就労……………月48時間以上の就労を常態としている場合
- ②出産……………妊娠中または出産後間がなく、保育が困難な場合
- ③疾病……………疾病、負傷により、保育が困難な場合
- ④障がい……………心身に障がいがあり、保育が困難な場合
- ⑤介護・看護……………疾病または心身に障がいをもつ同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護・看護している場合
- ⑥求職……………求職活動（起業の準備を含む）をしている場合
- ⑦就学……………学校、専修学校、各種学校等の教育施設に在学している場合
- ⑧職業訓練……………職業訓練を受けている場合
- ⑨災害復旧……………災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合
- ⑩育児休業……………育児休業取得時に認可保育園等に在園している子どもがおり、育児休業中も引き続き保育が必要な場合（在園中の保護者のみ）
- ⑪虐待等……………児童虐待を行っているまたは再び行う恐れがある場合、及び配偶者からの暴力により保育が困難な場合
- ⑫その他……………児童福祉の観点から社会的擁護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合

※「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は保育が必要な事由には該当しない。

3 保育必要量・認定期間・在園できる期間

保育必要量・認定期間は、保育が必要な事由に応じて認定する。保育必要量は「標準時間」と「短時間」があり、下記の表内で「標準時間」「短時間」のどちらにも○がついている場合には、勤務時間等によりどちらかの時間を認定する。

ただし、認定期間と在園できる期間は異なる場合がある。

保育が必要な 事 由	保育必要量		認定期間・在園できる期間
	標準時間	短時間	
就 労	○	○	小学校就学前まで（失職した場合は「求職」に同じ）
出 産	○	○	出産予定月の2カ月前から、 出産日から57日目の属する月末まで
疾病・障がい 介護・看護 災害復旧 虐待等・その他	○	○	必要がなくなるまでの期間
求 職	×	○	3カ月間 （ただし、3カ月以内に就労した場合は「就労」に認定変更）
就 学	○	○	学校の卒業（修了）まで
職業訓練	△	○	訓練校の修了後3カ月間 （ただし、3カ月以内に就労した場合は「就労」に認定変更）
育児休業 （在園児のみ）	×	○	育児休業対象児童が1歳6カ月になる月の属する年度末まで

※標準時間……7時から18時までの間で最長11時間

※短時間……8時から16時までの間で最長8時間

※職業訓練修了後は短時間保育となる。

※必要保育量を超えて保育が必要な場合は、延長保育を利用するが、別途費用が必要となる。

（参考）赤村内保育所一覧（令和5年4月現在）

種 別	名 称	定員	所在地	電話番号	標準	短時間	延長保育
私 立	さくら保育所	70	内田1282-1	62-3225	7～18時	8～16時	18時30分 まで
私 立	金龍保育園	40	赤4734-2	62-2024	7～18時	8～16時	19時まで
私 立	杉の子保育園	30	赤1662	62-2270	7～18時	8～16時	19時まで

4 保育の必要性を証明する書類

保育が必要な事由を把握するため、父母それぞれについて、事由に応じて各種書類を提出しなければならない。なお、父母がいない場合はその他の保護者とする。

父母等の状況		必要書類
就 労	従業員・派遣職員 パート等	就労証明書（締切日から3カ月以内に発行されたもの） 誓約書・資格証明書（保育施設で職員として内定している場合のみ）
	役員・自営業主 家庭内職者 家族従業者等	就労証明書（締切日から3カ月以内に発行されたもの） タイムスケジュール 仕事の実態がわかるもの（請負契約書、開業届、営業許可証等） 収入がわかるもの（確定申告書、振込が確認できる通帳等）
出 産		母子手帳の出産（予定）日がわかるページのコピー
疾 病		診断書のコピー（締切日から3カ月以内に発行されたもの）
障がい		障害者手帳のコピー
介護・看護		被介護・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー タイムスケジュール 介護、看護の実態がわかるもの
求 職		求職カード（ハローワーク発行）のコピー
就学（就学予定者を含む）		就学（予定）証明書（締切日から3カ月以内に発行されたもの） 時間割、カリキュラム等
職業訓練		職業訓練校の受講証明書のコピー 求職カード（ハローワーク発行）のコピー（職業訓練修了後求職する場合のみ）
災害復旧		り災証明等のコピー
育児休業		育児休業証明書・就労（雇用）証明書等のコピー
虐待等		申立書等のコピー

※書類が揃わない場合は、保育の必要性が確認できないため、子どもの保育が必要である認定ができないため、希望する保育所等への入所ができない場合がある。

5 保育利用調整基準

世帯の合計指数の高い方から入園を内定し、同一指数となった場合は、優先順位をもとに調整する。

〈世帯指数の算定方法〉 父・基準指数 + 母・基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ひとり親世帯の場合には、父または母の基準指数に20を加算したのち、調整指数を加算して、その世帯の合計指数とする。

(1) 基準指数

番号	保護者の状況				基準 指数		
	保育が必要な事由		細 目				
1	就 労	就 労	週5日 以上の 就 労	1日8時間以上の就労を常態としていること	20		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	17		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	14		
			週4日 以上の 就 労	1日8時間以上の就労を常態としていること	17		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	14		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	11		
			週3日 以上の 就 労	1日8時間以上の就労を常態としていること	14		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	8		
			上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること				8
			就 労 内 定	週5日 以上の 就労内定	1日8時間以上の就労を常態としていること	14	
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	11	
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること			8		
		週4日 以上の 就労内定		1日8時間以上の就労を常態としていること	11		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	8		
				1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	5		
		週3日 以上の 就労内定		1日8時間以上の就労を常態としていること	8		
				1日6時間以上8時間未満の就労を常態としていること	5		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としていること	2			
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としていること				2	
2	出 産		出産（出産予定日を含む月の2カ月前から認定期間満了日まで）		12		
3	疾 病	入院（入院内定者を含む）			22		
		居宅内 療 養	常時病臥、感染性疾患、重度の精神疾患		20		
			常時安静を要する		14		
			一般療養		11		
4	障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳1～3級			20		
		身体障害者手帳3級、療育手帳 B			14		
		身体障害者手帳4級			8		

番号	保護者の状況			基準
	保育が必要な事由	細 目		指数
5	介 護 看 護	週5日 以上の 介護看護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		週4日 以上の 介護看護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
		週3日 以上の 介護看護	1日8時間以上の介護・看護	11
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求 職	求職活動のため、外出を常態としていること		2
7	就学	就学	週5日 1日8時間以上の就学	17
			以上の 1日6時間以上8時間未満の就学	14
			就 学 1日4時間以上6時間未満の就学	11
			週4日 1日8時間以上の就学	14
			以上の 1日6時間以上8時間未満の就学	11
			就 学 1日4時間以上6時間未満の就学	8
		就学 内定	週5日 1日8時間以上の就学内定	11
			以上の 1日6時間以上8時間未満の就学内定	8
			就労内定 1日4時間以上6時間未満の就学内定	5
			週4日 1日8時間以上の就学内定	8
			以上の 1日6時間以上8時間未満の就学内定	5
			就労内定 1日4時間以上6時間未満の就学内定	2
8	職業訓練	職業訓練校の職業訓練を受講		4
		職業訓練修了後、求職活動のため、外出を常態としていること		3
9	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		20
10	育児休業	育児休業取得時に在園している子どもがおり、引き続き保育が必要な場合		10
11	虐待等	児童虐待や配偶者等からの暴力により保育が困難な場合		20
12	その他	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な擁護が必要な場合など、明らかに保育が必要と認められる場合		2～ 20

○基準指数は保護者の保育の必要な事由により決定し、事由が2つ以上ある場合は、指数が最も高い事由のみで判断

○常態としている日数や時間で判断し、週や日によってばらつきがある場合は、少ない日数、短い時間で判断

○産前産後休業又は育児休業からの復職予定での申請の場合は、事由は就労となる

○入園後に勤務日数、勤務時間を増やす場合、増やす前の勤務状態で判断

○入園後に勤務日数、勤務時間を減らす場合、減らした後の勤務状態で判断するが、入園内定後に申請時に提出された勤務状況と異なる勤務であった場合、内定を取り消すことがある。

(2) 調整指数 該当する指数全てを加減算となる

番号	条 件	調整指数
1	生活保護受給世帯	+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯	+8
3	虐待など社会的擁護が必要な世帯	+8
4	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため外出が常態の世帯（ひとり親世帯は除く）	+5
5	ひとり親世帯	+5
6	申込児童又は同居の児童（18歳未満）に障がいがある場合	+5
7	保育施設に保育士等として就労（内定）している者	+5
8	自宅又被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の親族を介護・看護している世帯	+5
9	希望する認可保育園等に兄弟姉妹が在籍している世帯（当該園の選考に限る）	+3
10	育児休業後に復職し、又は復職する予定である者	+2
11	同一世帯に保育の必要性の認定を受けていない児童がいる場合	-1
12	就労しているが3カ月以上の勤務実績が認められない者（退職した就労先の離職票等を提出し、同程度の勤務条件で1カ月以内の就労継続が証明された場合は適用しない）	-2
13	在籍している認可保育園等から別の認可保育園等への転園を希望する場合	-3
14	勤務実績と収入実績に整合性がない者（父母それぞれに適用する）	-3
15	自宅で、子どもを見ながら就労している世帯（父母それぞれに適用する）	-3
16	父母を除く同居の親族に保育に当たれる人がいる世帯	-3
17	赤村に住民票がなく、管外受託となる世帯	-9
18	正当な理由なく、園に支払うべき徴収金を納期限から3カ月以上滞納している世帯	-20

(3) 優先順位 世帯指数の合計が同一の場合、次の順位による

順位	条 件
1	赤村に住民登録があり、現に生活実態がある（やむを得ず住民登録ができない場合は除く）
2	ひとり親世帯
3	疾病世帯（保護者の「保育が必要な事由」に該当する場合に適用する）
4	心身障がい者世帯
5	両親共働き世帯
6	居宅内就労世帯
8	同居の児童が赤村内の認可保育園等に在園している場合
9	育児休業取得により退所した児童が育児休業明けに再入所を申し込む場合
10	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
11	新規入園申込みの世帯
12	保育施設に保育士等として育児休業から復職する場合、又は保育施設に保育士等として就労することが内定している場合
13	赤村に在住している年数が長い世帯（保護者のいずれか長い方の期間を適用する）